

一般社団法人 発泡プラスチック建築技術協会 共通事項 会則

(名称)

第1条 本会則は「一般社団法人 発泡プラスチック建築技術協会 共通事項 会則」(以下本会則という)と称する。

(目的)

第2条 本会則は一般社団法人発泡プラスチック建築技術協会(以下当協会という)の会員が互いの信頼の下、発泡プラスチック断熱材に関する情報の収集、提供、調査・研究、普及、信頼性確保を行うために定めるものとする。

(会員資格)

第3条 本会の正会員は、当協会の目的に賛同して入会した、別紙に定める正会員資格を有する法人とする。

2 賛助会員は当協会の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体とする。

(会員義務)

第4条

当協会の会員は当協会内の委員会に所属するものとする。

(入会)

第5条 入会を希望する者は当協会および参加を希望する委員会(以下当該委員会という)の入会申込書を当協会に提出し、代表理事および当該委員会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、別紙に定める入会金、共通会費および当該委員会が定める当該委員会の入会金、会費を納めなければならない。

(退会)

第7条 会員が退会する場合には、退会届を事前に代表理事および当該委員会に提出することで任意に退会することができる。

2 退会による入会金、会費の返却は行わない

(会則の変更)

第8条 本会則は、社員総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって変更することができる。

(決議及び報告の省略)

第9条 理事又は正会員が、本会則の変更について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

〔別紙〕

会員資格、入会金・会費

	会員資格	入会金*1	共通年会費
正会員	一般社団法人発泡プラスチック建築技術協会の目的に賛同する以下の法人 ・発泡プラスチック断熱材を製造あるいは販売する法人 ・発泡プラスチック断熱材を使用する工法を展開する法人	20万円	20万円
賛助会員	一般社団法人発泡プラスチック建築技術協会の事業を賛助する個人、法人または団体 ・発泡プラスチック断熱材を使用するために必要な副資材を製造あるいは販売する法人または団体 ・発泡プラスチック断熱材を使用し、建物の設計あるいは施工を行う法人または団体 ・発泡プラスチック断熱材を製造するための原材料を製造あるいは販売する法人または団体 など	0円	2万円

*1 協会設立およびHP立ち上げに関わった1社あたりの分担費用